

コメントした国＝27カ国、コメント数＝90

No.	国名	コメント概要	回答
1	フィリピン	実施に同意。我々の全事業は、国や地方を問わず、ドナーに要請する以前に、ステークホルダーとの協議や対話を実施している。事業の準備に当たっては、EIAを実施し、環境天然資源省の許可を受ける。	ガイドラインでは、JICAは相手国の主体的な取り組みを支援する立場です。
2	フィリピン	所要期間に懸念。カテゴリA案件のEIAと、カテゴリB案件にかかる期間はどの程度か。また、JICAと受入国関係機関と共同で実施するのか、別々に実施するのか。配慮は、JICAと受入国機関と共同で実施すべきでは。	カテゴリA案件とB案件にかかる期間は、事業や地域の特性によって大きな幅があります。EIAレベルの調査を実施した場合、1年は必要となる場合もあります。また、調査実施に当たっては、JICAは相手国と共同で行いますが、調査の初期段階でTORを相手国政府と協議の上決定いたします。
3	フィリピン	JICAが受入国にする支援は、専門家派遣のほかどのようなタイプがあるのか。受入国事業官庁は、必要な資源が足りない。	調査団を派遣する以外に、研修により、必要なキャパシティビルディングを行うなどの支援があります。
4	フィリピン	法や基準について、環境天然資源省と協議するべき。	環境社会配慮を行う際は、第一義に相手国政府の法や規準を参照します。相手国政府と必要な事項を決定します。
5	シンガポール	コメントは特に無い。	
6	タイ	ガイドラインに全面的に賛成。だが、途上国には様々な環境の違いがあり、一律的に手続きや考えを適用すべきではない。タイは、日本の技術協力の実施方式を、伝統的なドナー方式から、パートナーシップに変えつつあり、お互いに責任を共有しようと試みている。同ガイドラインは、この考えを含めるべき。	本ガイドラインは、相手国のEIA制度等、環境社会配慮の仕組みを最大限尊重した上で、必要な支援を行なうという位置づけです。環境社会配慮の支援の内容は個々の案件ごとに相手国政府と協議の上決定いたします。
7	カンボジア	既存インフラの改修事業と新規案件の区別、スクリーニング：既存の改修事業と新規事業で、なぜ同様の環境社会配慮が要求されるのか。既存インフラの改修は、新規案件に比べると影響予測が容易である。新規案件の場合、具体的なサイト地も分からない段階でスクリーニング用チェック項目を埋めるのは困難。また、既に行われた「スクリーニング」は、どの段階で行われたことになるのか。	既存の施設改修は、新規事業と比較して影響が小さいと考えられますので、配慮のレベルが異なります。事業の内容によりますが、改修事業であれば、B案件となる可能性が高いと判断します。立地は特定地点のみではなく、影響を受ける範囲の情報をスクリーニング様式に記入してください。
8	カンボジア	先方政府からのコメント取り付け期間を確保するため、4月1日のガイドライン適用を変更できないか。また、コメント提出が間に合わない場合は、先方コメントを最終版に反映されることは不可能か。	ガイドラインの施行日は4月1日として組織決定しており、現時点での変更は困難ですが、各国関係機関のコメントは、最大限尊重できるよう配慮します。

9	カンボジア	コメント送付の後、ガイドライン最終版作成までのプロセスにどう反映されるのか。コメントに対しては、本部より個々に回答されるべきと考えるが、その理解で先方に説明してよいか。	頂いたコメントは、フォローアップ委員会にて公開して検討した後、修正すべき箇所は反映させます。
10	カンボジア	JICAは受入国政府機関や専門家等に十分な説明をしておらず、2004年4月1日からの施行までに周知徹底するのは困難。また実施細則もなく、混乱や手戻りが生じる。2～3年は試行期間として、各事務所のガイドライン担当者や受入機関を対象とした地域別担当者会議を開催し、理解を促すべき。また、いくつかのパイロット事業を分析し、問題点をガイドラインや実施細則にフィードバックすべき。	ガイドラインの施行日は4月1日として決定しており、現時点での変更は困難ですが、在外事務所担当者や受入機関を対象にした普及・啓発を行います。
11	カンボジア	ガイドラインの趣旨や理念は理解できるが、運用手続きの記載が無い。標準的な実施方法、課題の具体例や詳細な手順を定めた実施細則、または運用指針を定めるべき。	実施の参考となる執務参考資料を、作成する予定です。
12	カンボジア	専門家への周知について（1.5第10項） 専門家にガイドラインの尊重せよというなら、JICAとして全個別専門家への周知を行うべき。	現在、専門家派遣前研修の中でガイドラインの説明をしています。今後研修を行う予定です。
13	カンボジア	ガイドラインの主体について 配慮は当該政府が主体的に実施すると理解しているが、II章以降の手続きでは、ほとんどの箇所でJICAが主語になっている。誰が主体で、どこまでやるのかが不明確。	配慮の主体者は相手国政府であり、JICAは支援を行なう立場です。支援を行なう文脈ではJICAが主語となります。
14	カンボジア	強制力について 各国の法令に則って行うべきことがあり、ガイドラインが内政干渉にならないよう慎重に検討すべき。	ガイドラインの適用にあたっては、相手国の法令を第一義に尊重します。
15	カンボジア	パイロット事業(国道1号線)について ガイドライン施行前にパイロット事業とされた案件で、受入国側の要望や課題はどのようにフィードバックされるのか。これらの要望等はまとめて想定問答集を各国に配布すべき。	要望や提言を具体的に指摘してください。ガイドラインの作成とあわせてFAQも作成します。

16	カンボジア	「不法居住者」が「責任を持った発言」ができるのか疑義。「不法行為」を行っているものが、ステークホルダーとして自らの利益を主張することは、「国民としての機会の平等の観点」からみれば、ODAに関しては「不法行為を行うことが利益につながる」との誤った常識を植え付けると危惧する。「不法居住者」については「なお」書きをし、「彼らの意見も斟酌する」という表現に示しては。不法居住者の中には、悪意を持ち公共用地に侵入している者も多く、合法的居住者と同列に扱うのは大きな社会的影響。「責任をもった発言」を求めるなら、JICAや先方政府が「責任を持った発言」のできるステークホルダーを選択できるのか。外国の資金導入により、補償されることが一般化するのは、自立支援のODA原則から望ましくない。	不法居住者の中にも色々な方がいると考えます。公共用地を恒常的に占有する方に対する対処は慎重にしないといけませんが、ステークホルダーの中に不法居住者は含めるべきと考えます。また、補償金をODAから支出することはないと思います。
17	カンボジア	各段階におけるEIAのレベル：ガイドラインのみでは、プロジェクトのある一段階にしか環境社会配慮が関係ないという誤解を与えかねず、言葉が不十分。各段階で受入国とJICAがどの程度のEIAを実施していくべきかという指針を明示すべき(CDC)	プロジェクトサイクル全体で環境社会配慮が必要です。ガイドラインの対象はJICAが担当する段階としています。
18	カンボジア	影響を及ぼしやすいセクター：規模についての基準が無く、レベルの違う事業に同様の配慮をするのは無意味。	適切なスクリーニングを行うことで、レベルの異なる事業を区別し、それぞれのレベルに応じた環境社会配慮を実施します。
19	カンボジア	法や規則の一貫性 カンボジア政府は環境社会配慮のための法や規則をもっており、海外ドナーによる事業だけでなく国内事業も対象。このことからすると、新ガイドラインの手続きとカンボジアの法規制と整合する必要がある。	ガイドラインでは、JICAは相手国政府の法制度を尊重し、相手国の主体的な取り組みを支援する立場です。
20	カンボジア	JICAと受入国の責任 ガイドラインの原則として、JICAと受入国の責任を明確に区別すべき。例えば、基本方針に「JICAは受入国政府を支援する」とあるが、受入国のすべきこと、JICAがすべきことを記述する以前に定義しておく必要がある。さらに、受入国政府は、自身の責任を知らない。また、いつ、誰によって、何がされるべきかを、もっと明確にすべき。要望調査の段階では、調査の種類や集めるべきデータや要請書を明確にするべき。各段階で、どちら側が何をすべきかの明確化が必要。	相手国の責任とJICAの責任は、包括的に「1.5JICAの責務」と「1.6相手国政府に求める要件」に記載しています。具体的な責任範囲については、個別案件ごとに受入国との協議によって決定し、S/WやR/Dなどで明確に記載します。

21	カンボジア	ステークホルダーの定義 ステークホルダー定義は個々のケースで柔軟に考えるべき。悪意をもち事業に反対するような不法居住者は、カンボジアの法を侵害する。ステークホルダーから除外するべき。	不法居住者の中にも色々な方がいると考えます。公共用地を恒常的に占有する方に対する対処は慎重にしないといけませんが、ステークホルダーの中に不法居住者は含めるべきと考えます。
22	カンボジア	官庁、州、市への援助 最近10年で、カンボジアの政府機関は強化されている。しかし、未だに能力が十分ではなく、ガイドラインを実施するためには、JICAによる予算や技術の支援が必要である。	ガイドラインでは、JICAは相手国の主体的な取り組みを支援する立場です。必要に応じて、環境社会配慮調査を通じて必要な支援を行ないます。
23	カンボジア	カテゴリ分類 新ガイドラインの効果的な施行は、実行性の確保次第である。このためには、カテゴリ分類を、客観的かつ定量的にし、明確にする必要がある。また、ガイドライン実施に充てる予算・人員を確定するのは困難であり、JICA-受入国間で、カテゴリ分類のスケジュール調整が重要である。	カテゴリ分類を明確にすることは、事業規模を閾値ぎりぎりに設定する、国や地域毎の多様な状況に対応が困難、などの弊害が想定されます。このため、カテゴリは事業と立地環境から総合的に判断します。また、カテゴリ分類の際は、相手国政府と必要な調整を行う予定です。
24	カンボジア	研修 新ガイドラインは国道一号線に適用されており、この事例から知見を得るのは有益。だが、試行適用であり、プロジェクトサイクル全てをカバーしていないと記すべき。	国道一号線の知見の中から重要と判断されるものを指摘していただければ検討いたします。
25	カンボジア	IEEの意味が不明。詳細な説明が必要。	IEEは、Initial Environmental Examinationの略です。2次データの収集、簡易な現地調査を行います。
26	カンボジア	SEAの意味が不明。詳細な説明が必要。	SEAはStrategic Environmental Assessmentの略です。事業段階より上位レベルのPolicy, Program, Planレベルのアセスメントのことです。
27	ベトナム	精査の上、ガイドライン案に同意した。計画投資省は、ガイドラインの改定に協力する。	ガイドラインでは、JICAは相手国の主体的取り組みを支援する立場です。
28	ベトナム	情報公開： 受入国政府は、どのような手段で情報公開するのか。	貴国のEIA制度に則って情報公開をしていただくのは勿論ですが、ステークホルダーに必要な情報が届くよう、事業ごとに最良な方法を判断して頂きます。JICAは必要な支援を行ないます。
29	ベトナム	ステークホルダー協議： 受入国政府は、どのように協議を開催し、どのように住民代表者を決めるのか。	事業ごとに判断が異なりますが、基本的には、参加者に偏りが生じないような配慮が必要です。具体的には、地域社会のリーダー、有識者やNGOの方々の意見を参考に、ステークホルダーを決める必要があります。
30	ベトナム	影響評価： 長期的影響と短期的影響の考えを入れるべき。	影響の予測と評価を行う際に、長期的・短期的影響に配慮します。
31	ベトナム	別紙2： 影響を及ぼしやすい特性に、「大規模な住民の日常生活阻害」を入れる。	日常生活阻害の項目は、環境社会配慮の項目に含まれていると思いますが、個々の案件ごとに対応します。
32	ベトナム	別紙2： 社会環境に、「人口が密集した農村・都市地域」を入れる。	人口密集地は影響が大きいと思いますが、Sensitive Areaとはことなると判断します。

33	ベトナム	別紙3： 質問5に、「人口密集地域」を入れる。	人口密集地は影響が大きいと思いますが、Sensitive Areaとはことなると判断します。
34	ベトナム	別紙3： 質問9に、「甚大な住民の生活阻害」を入れる。	日常生活阻害の項目は、環境社会配慮の項目に含まれていると思いますが、個々の案件ごとに対応します。
35	ベトナム	別紙3： 質問10に、「生活阻害（規模 世帯、人数）」を入れる。	日常生活阻害の項目は、環境社会配慮の項目に含まれていると思いますが、個々の案件ごとに対応します。
36	中華人民共和国	ガイドラインの導入による、環境影響評価に多大な予算と労力が投入される結果、協力事業に遅れが出たり、事業量が減少することが懸念されるので、環境社会配慮を含む事業実施全体の効率性にも配慮願いたい。	本格的な環境社会配慮を実施すべき案件は、地域社会に重大な影響を与える大規模な事業です。この種の事業は、早い段階で配慮を行うことで、結果として、事業の工期が短縮されることが一般的です。JICA協力事業においては、案件ごとに、スクリーニングやスコーピングの手続きを工夫するなどして効率性に配慮します。
37	中華人民共和国	環境影響評価の中でJICAが実施するカテゴリー分類及び情報公開に当たっては、その内容について事前に中国側と協議願いたい。	カテゴリ分類及び情報公開については、事前調査やS/W等の合意文書を取り交わす時に、相手国政府と協議いたします。
38	中華人民共和国	中国も環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施しており、その結果を尊重願いたい。	ガイドラインでは、相手国の環境影響評価制度を尊重し、必要に応じて支援を行なうという立場です。
39	モンゴル	JICAガイドラインの改定について精査したところ、これは国際水準のEIAやモンゴルの法に準拠するものである。だが、既に特定国で効力のある環境法の考えを参照するのが適当だと考える。	相手国政府のEIA法や関連する法律を尊重します。
40	ブータン	特段のコメントはない。ブータンのEIA制度では、官民公を問わず、事業の実施には環境許可が必要。	ガイドラインでは、JICAは相手国政府の法制度を尊重し、相手国の主体的な取り組みを支援します。
41	バングラデシュ	不法居住者は、ステークホルダーから除外される。	不法居住者の中にも色々な方がいると考えます。公共用地を恒常的に占有する方に対する対処は慎重にしないといけませんが、ステークホルダーの中に不法居住者は含めるべきと考えます。
42	バングラデシュ	調査プロセスには多くの段階があり、適切な期間で行うには、全ての段階についての所用期間を明確にすべき。	調査プロセスにかかる期間は、事業や地域の特性によって大きな幅があります。EIAレベルの調査を実施した場合、1年は必要となる場合もあります。また、調査実施に当たっては、JICAは相手国と共同で行いますが、調査の初期段階でTORを相手国政府と協議の上決定いたします。
43	バングラデシュ	環境/社会面は国によって大きな幅があり、国ごとの地域の状況に影響を受ける。また、環境社会配慮を行う専門家は、地域の状況を熟知しているべき。	調査に当たっては、必要に応じて、現地コンサルタント等の専門家に業務を委託することで対応します。また、情報公開を行い様々な方の意見を受け付け、計画に反映させます。

44	バングラデシュ	カテゴリ分類や脆弱な地域の確定時に、現地法で処理すべき紛争が発生した場合、ガイドラインでの対処を明らかにしているべき。	ガイドラインでは、JICAは相手国政府の法制度を尊重する立場であり、協力事業の実施中に発生した紛争については、相手国の法制度で解決されるものと理解します。JICAの活動によって紛争が発生したことが明確な場合は、異議申し立て制度で、事実確認を行うなどの対処をします。
45	バングラデシュ	別紙4のカテゴリA案件のEIAレポートに含まれるべき内容は、項目（導入、環境影響と緩和策、結論、別冊など）を増やすべき。	別紙4には、ご指摘の項目に当たる内容が含まれていると理解しています。
46	ソロモン	特段のコメントなし	
47	ホンジュラス	カテゴリ分類：事業の分類は4段階で、影響が低いものから順に1種、2種、3種に分類され、影響がない事業は4種となる。さらに3種事業は、本格EIAが適用される事業と、説明会を開催する事業という分類がある。手続の結果として、許認可および緩和策に関する契約書が発行される。	JICAのガイドラインもほぼ同様のカテゴリ分類を行います。貴国による分類と整合性を図ります。個々の案件毎に支援の内容を、協議を行って決定します。
48	ホンジュラス	フォローアップ：カテゴリ2と3の案件はフォローアップを行う。おそらく、JICAガイドラインのA、B案件に当たると想定される。	JICAが行うフォローアップは貴国による環境影響評価手続の確認が中心ですが、適宜、必要な確認を行います。
49	ホンジュラス	住民参加：住民参加を勧める政策があり、EIAでの3種事業は、住民参加が必要とされ、環境省は事業者が事業詳細を公開するよう、命令できる。JICAガイドラインの手続は、同等のものがホンジュラスにもあるが、実際にはうまく機能していない。	JICAはステークホルダーとの協議は重要と考えており、相手国政府にその実施をお願いします。また、必要な場合はJICAは支援を行いません。
50	ホンジュラス	SEA：SEAは実施していない。環境省は、3種事業であれば、開発調査の参照情報を準備するが、SEAの内容は含んでいない。	ガイドラインでは、M/P調査にSEAの考え方を取り入れた調査を行います。個別案件ごとに具体的な調査項目や手法を検討し、支援をいたします。
51	ホンジュラス	法的枠組：JICAガイドラインと同様に、全ての環境関連法を準拠するとともに、これら法の見直しも検討している。人権保護に関する制度はない。対象セクターは、JICAや世銀のガイドラインと一致している。	人権配慮は、国連等による国別報告書の情報を入手するとともに、情報公開を行い、多様な意見を取り入れることで対応する予定です。
52	ホンジュラス	カテゴリ分類については、適切な方法を、近隣国と相談して検討した。カテゴリAについては、ステークホルダーとの協議の結果は公開可能。情報公開には、WEBやJICA現地事務所での閲覧などコミュニケーションの促進を行う。	カテゴリ分類、ステークホルダーとの協議、情報公開はガイドラインでもっとも重要な部分です。コミュニケーションの促進をお願いします。
53	メキシコ	カテゴリA案件は、非常に多くのセクターに関わり、累積的・セクター横断的な調査、およびミティゲーションのためのSEAが必要である。	M/P調査において、SEAの考え方を反映させる予定です。

54	メキシコ	ガイドラインを生かすため、既存の住民参加制度の強化やシステム整備が必要。	ステークホルダー協議は、貴国が主体で実施していただきますが、JICAは必要な支援を行ないます。
55	メキシコ	生態系のミティゲーションが必要。	ミティゲーション方策としては回避が重要ですが、困難な場合でも最小化や代償を行います。
56	メキシコ	モニタリングやフォローアップの指標が必要。	事業の実施段階において、重要な影響のモニタリング活動を、相手国政府を通じて実現します。また、審査段階前に、環境社会配慮の結果を確認するためにフォローアップを行います。
57	ニカラグア	ガイドラインはより良い事業立案につながり、ニカラグア側としては異議はない。だが、ガイドライン案は英語のみで、西語版がなく、当方政府側の役割が正確に把握できない。西語版の作成・配布を希望。カテゴリA,B案件にはIEE、EIAが実施されるが、具体的ではないので、ガイドラインに詳細な記述が必要。	西語版は、現在作成中です。完成し次第、JICAホームページに掲載します。IEE、EIAの内容については、事業ごとに判断が異なるため、詳細な記述は避けていますが、JICAは必要に応じて相手国政府を支援いたします。
58	ブラジル	ブラジルの環境法は先進的で、憲法に住民参加に基づくEIA遵守の記載あり。しかし、法の適用は不十分というのが最大の問題。遵守と精査が必要。JICAガイドラインとの関係では、全プロジェクトに環境天然資源再生庁(IBAMA)の権限が必要とされる。JICAガイドラインではカテゴリがABCとあるが、AとBはIBAMAが、Cは自治体が監督すると考えられる。現在、関係機関で統合的な国家環境管理制度を議論中だが、今のところ法的意思決定はされていない。	ガイドラインでは、相手国の環境法や基準を尊重し、必要に応じて支援を行ないます。今後、具体的な要件が形成される際には、IBAMAとの調整をお願いします。
59	シリア	コメントは特にありません。	
60	モロッコ	異論はない。	
61	エチオピア	JICAは実施のためのサポートをすべき。	ガイドラインでは、JICAは相手国の主体的な取り組みを支援する立場です。
62	エチオピア	予防原則を理念に含めるべき。	ガイドラインの理念の基となっているEIAは、重大な影響を事前に予測評価するものであり、元々、予防原則の考えを含んでいます。
63	エチオピア	環境管理のための予算と人員の確保を必須とすべき。	相手国政府が緩和策やモニタリングを含んだ環境管理を行うこととなりますが、JICAは必要に応じて、人材育成等を含めた支援を行ないます。
64	エチオピア	管轄権を有する国家/地方の意見が尊重されることを明示すべき。	国や地方の意見は尊重されますが、影響を受ける現地ステークホルダーの意見も計画に反映されます。
65	エチオピア	JICAはモニタリングと定期報告の仕組みを保障すべき。	AおよびB案件は、プロジェクトサイクルの節目に、適宜情報公開を行います。また、モニタリングは技術協力プロジェクトで行います。
66	エチオピア	JICAは、受入国の環境上の要求を満たせるよう保障すべき。環境庁との共同作業や、定期報告を行うことによって果たされる。	ガイドラインでは、JICAは受入国の政策を尊重し、不十分な場合は、支援を行う立場です。

67	エチオピア	JICAは模範的な環境パフォーマンスを誘導するメカニズムを含めるべき。事業廃棄の環境管理も含む。	ガイドラインの実施に当たっては、他のドナー等による先進的な取り組みも参照にし、よりよいパフォーマンスになるよう努力します。また、事業の廃棄までを対象とするライフサイクルアセスメントについては、必要に応じ検討します。
68	エチオピア	JICAは、特に農村地域の環境保全を中心に活動を進めべき。	ガイドラインは、事業の環境社会影響に対し適切な配慮を行うことを目的としており、環境保全を目的としたものとは異なります。JICAは、農村地域の環境保全に対する協力を実施しています。
69	エチオピア	JICAは、JICAと受入機関との政策の違いを認識し、決定に当たっては受入政府の政策に基づくべき。エチオピアの法体制は、JICAよりも優れたものになる予定。	ガイドラインでは、JICAは受入国の政策を尊重し、不十分な場合は、支援を行う立場です。
70	エチオピア	我々の理解では、JICAガイドラインは単にEAが必要かどうかを判断するものだと思う。IEEはカテゴリBのためのアセスメントと同等ではない。カテゴリBのためのアセスメントは、IEEより厳格である。	IEEレベルの調査は、個別案件ごとに内容が異なりますが、おおむね、2次的データを収集する、簡易な現地調査を行う、などを想定しています。IEEより厳格な調査が必要であれば貴国の条件に合致させます。
71	エチオピア	カテゴリB案件は、住民参加とミティゲーションが要求されるべき。	B案件の環境社会配慮活動には、必要に応じて住民参加を行います。また、ミティゲーションも含まれます。
72	エチオピア	事業の規模、立地、自然、累積的影響についての助言をするべき。また、被害と便益の分配を決定するための助言を与えることも重要。	JICAは、必要に応じて調査団に専門家を含めるなどの配慮を行います。累積的影響や被害と便益の分配については、必要に応じて提言を行います。
73	エチオピア	戦略的かつ分野横断的なガイドラインとチェックリストを開発することを勧める。監査する側、される側ともに、予め何（条件付けや報告書の中身など）が求められるのかを把握することが出来る。加えて、JICAはモニタリングと審査の仕組みを導入すべき。	環境社会配慮を行うための執務参考資料を作成する予定です。チェックリスト等の作成についても、検討する予定です。また、モニタリングや審査をJICAは行います。
74	ガーナ	毎年要望調査時に、関係省庁から提出される案件について、環境ガイドラインをクリアしているかどうかをシステムティックに確認する必要があると考えている。具体的には、環境保護庁が案件をチェックする方法を検討している。	環境社会配慮を行ったプロジェクト形成は、円滑な協力を行う上で重要です。要請段階における環境社会配慮の手続きに期待しています。
75	ガーナ	ガイドラインは、シンプルな表現でわかりやすい。各ステージで、ステークホルダーと受入国の協議が設けられており、プロジェクト受益者の心配を明らかにすることを助けるので大変良い。省略語の説明を冒頭に載せるべき。また、カテゴリー毎に、手続きフローの図を載せるべき。（環境保護庁）	省略語の説明を加えます。手続きのフロー図については、相手国政府への説明用の資料として作成を検討します。

76	ケニア	ケニアは1999に開発と環境の政策枠組み(EMCA)を策定しており、JICAガイドラインはこれと調和している。EMCAでは、開発事業の経済的妥当性は、環境・社会面の妥当性なしには不十分で、政府は、環境面と社会面の実現可能性を審査する。JICAガイドラインは物議のある問題に触れており、環境社会配慮の努力は実りが少ないかもしれないが、私見では、JICAは全ての協力事業の環境社会面での実現可能性を保障するという、正しい選択を選んだと思う。しかし、JICAはまだ2つ以上のステップを踏むべきで、1つは、EMCAの下にガイドラインを位置づけることである。もう一つは、両国間で実施強化や、契約違反への対処等について合意に達することである。	ガイドラインでは、JICAは相手国政府の法体系を尊重し、主体的な取り組みを支援する立場です。また、具体的な相手国政府とJICAの実施内容については、各々の案件で、協議のうえ決定します。
77	マラウイ	ガイドライン案は受入可能。マラウイは全てのインフラプロジェクトに対してEIAを行っており、JICAガイドラインを遵守することに大きな問題はない。	協力事業にガイドラインを適用する場合は、個々の事業ごとに相手国政府と協議の上、支援の内容を決定します。
78	マラウイ	p21、F2 非自発的移転に伴う補償について、事業の審査段階や事業者による支援が実施されている間に、計上されるべきと考える。	補償については、事業の意思決定がなされた後に、関連住民との合意が必要であり、住民移転計画(RAP)の策定が必要です。補償費用は相手国の負担となります。
79	モザンビーク	そもそも協力受入国が定める法規や手続きに則った審査が第一であり、その後に、JICAガイドラインによる審査が実施されるべき。	ガイドラインでは、JICAは相手国の法規を尊重し、必要に応じて支援を行なうという立場です。
80	ニジェール	環境問題と社会問題は密接に関連しており、別々に論じられるべきものではない。だから環境のみでなく社会配慮全体にこのストラテジーを拡大すべきである。	ガイドラインでは、自然環境への影響だけでなく社会面の影響への配慮を重視しています。
81	ニジェール	JICAが提案する様々なカテゴリーのプロジェクトでは、貧困削減戦略とセクターアプローチについて考慮すべきである。	戦略作成をJICAが支援する場合は、SEA(戦略的環境アセスメント)の考え方を反映させます。
82	ニジェール	当ガイドラインにつき、JICAに政府関係者を集めた説明及び意見交換会を開催してほしい。	2004年4月からのガイドライン施行以降、相手国政府関係者に対して説明や意見交換を行う場を設けます。
83	アルバニア	コメントは特にありません	
84	アルバニア	障害者支援、社会サービス、貧しい先住民族支援、ジェンダー、子供の権利においてJICAとの協力を構築したい。	ガイドラインでは、配慮すべき影響項目として社会面を重視しています。
85	アルバニア	ステークホルダーの意見は重要である。JICAがNGOと中央・地方政府との間で利益のバランスを考慮する際、将来の協力において、環境省は良きパートナーになりたい。	ガイドラインでは、ステークホルダーとの協議を重要視しています。また、地域の利益配分は、配慮項目に含まれています。

86	ブルガリア	コメントは特になし。だが、M/PのS/Wでは、IEEが必要とあるが、SEAが要求されているのか明らかにしてほしい。（環境水省）	ガイドラインでは、M/PではSEAの考えを取り入れるよう促しています。具体的な手続きとしては、カテゴリA及びB案件の場合には、IEEレベルの調査が必要となります。
87	ブルガリア	開発調査や技術協力プロジェクトが、ブルガリアに実施されていることの重要性を強調したい。JICAのガイドラインは、環境・社会面の遵守の重要性を進展させ、A, B, Cのカテゴリ分類は、社会ニーズや便益・被害への対応を柔軟にする。詳細な手続きは、実施の段階で有益である。ブルガリア側は、引き続きJICAの環境社会面の課題に協力する。（経済省）	ガイドラインでは、JICAは相手国の主体的取り組みを支援する立場です。貴国の協力に期待します。
88	セルビア・モンテネグロ	合意する。	
89	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	特にコメントなし、合意。	
90	キルギス共和国	一般的には肯定的。財務省はネガティブな環境影響の最小化を目指すという重要な原則を理解した上で、必要な処置を取る予定。環境・防災省は、ガイドラインと環境社会配慮に関する情報を一般の人々に公開する意図に謝意を示した。	環境社会配慮を計画策定に反映させること、及び情報公開は重要と考えています。